

**平成30年度戦没者遺児による  
慰霊友好事業の参加者募集**

(財)日本遺族会では、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

この事業は、先の大戦で父などを亡くした戦没者の遺児を対象に、父などの戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善を図ることを目的に、厚生労働省から補助を受け実施しています。

**◆訪問予定地域(申込締切)**

- ①トラック・パラオ諸島(8月20日)
  - ②フィリピン(9月3日・1月11日)
  - ③ソロモン諸島(9月21日)
  - ④ミャンマー・タイ(9月27日)
  - ⑤マーシャル・ギルバート諸島(11月9日)
  - ⑥台湾・バシー海峽(11月16日)
  - ⑦西部ニューギニア(12月4日)
  - ⑧東部ニューギニア(12月13日)
  - ⑨ミャンマー(12月21日)
  - ⑩中国(1月22日)
- ※詳しくは、(財)日本遺族会事務局(☎03-3261-5521)までお問い合わせください。

**◆申込先** 高知県遺族会

☎088-884-8700

**◆参加費** 10万円

○お問い合わせ

本庁健康福祉課福祉係

☎43-2116

**児童扶養手当をご存知ですか?**

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給する手当です。

**◆支給要件**

次の①～⑨のいずれかに当てはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日(法令で定める障がいのある場合は20歳)までの児童について、父、または母、または養育者が、その児童を監護し、かつ生計を同じくしている場合。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②母または父が死亡した児童
- ③母または父が重度障がいの状態にある児童
- ④母または父の生死が明らかでない児童
- ⑤母または父に1年以上遺棄されている児童
- ⑥母または父が裁判所からDV(配偶者からの暴力)保護命令を受けていた児童

けた児童

- ⑦母または父が1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨上記以外で父母が明らかでない児童

**◆手当額(月額)** 8月1日現在

- ・児童1人の場合
- 全部支給 4万2500円
- 一部支給 1万30円
- 児童2人以上の加算額
- 2人目 5020円
- 3人目以降1人につき 3010円

※年収に応じて一部支給や加算額が異なります。

**◆申請時期** 随時

**◆手続に必要なもの**

- ・印かん(認印)
- ・戸籍謄本

○お問い合わせ

本庁健康福祉課福祉係  
☎43-2116

佐賀支所 地域住民課  
総合窓口第2係  
☎55-3112

**全国一斉「子どもの人権110番」強化週間**

高知地方事務局と高知県人権擁護委員連合会では、学校におけるいじめや家庭内における児童虐待など、子どもの人権問題解消に向け、「子どもの人権110番」電話相談の強化週間を実施します。

期間中は、相談時間を延長するとともに、土・日も電話相談を受けします。学校や家庭、友達関係の悩みごとなど、何でもご相談ください。

**◆期間** 8月29日～9月4日

**◆時間** 午前8時30分～午後7時

※土・日は午前10時～午後5時

**◆場所** 高知地方事務局人権擁護課

※土・日は高松法務局人権擁護部

**◆内容** いじめ、体罰、児童虐待などの子どもをめぐる人権問題

**◆連絡先**

☎0120-007-110 (フリーダイヤル)

※相談は無料、秘密は厳守します。

○お問い合わせ

高知地方事務局人権擁護課  
☎088-822-3503

8月は児童扶養手当の現況届提出月です